

## CASE

05

## 無料でスキューバダイビングの免許の誘いにのったら、器材費20万円を支払う契約を結ばされ困っている。

### トラブルの事例

街を歩いていたら、スキューバダイビングの免許が無料で取れるという講座に誘われました。もともと海が好きだったので事務所で話を聞いたところ、国家資格なので履歴書にも書けると言われて魅力を感じ、契約することにしました。ところが、講座は無料でも器材の購入費が20万円と言われたので「それならばやめる」と告げたのですが、「さっき契約するといっただろ」と男性数人に囲まれて怖くなり契約してしまいました。数日以内に代金を支払わなくてはならないのですが、そんなお金はありません。(女子学生1年)

### 解決策

未成年者が親権者の同意を得ないで行った契約については、無条件で取り消すことができます。この事例も本人が19歳だったため、すぐに解約できました。本人が20歳以上の場合はクーリング・オフで解約するか、消費者契約法による契約の解除を申し出ます。資格商法は国家資格でないのに国家資格というなど、虚偽説明の多さが特徴です。この事例でも「スキューバダイビングの免許」と言っていますが、この資格は民間業者が独自に設けているもので免許制度は存在しませんし、もちろん国家資格ではありません。

とくに重要なのは「口約束でも契約は成立する」という点です。一度買うという意志を示してしまうと相手に弱みを握られてしまいますので、いらぬものはきっぱり「NO」と言える勇気を持つよう学生に伝えてください。

## POINT —●ここがポイント

20歳以上になると契約が成立してしまうため、誕生日を待ってセールスの電話をかけて来る業者が多く存在する。20歳以上の学生には成人としての自覚を持たせ、自身の言動・行動に社会的な責任が生じることを理解させる。